

重要な会計方針

1. 連結の範囲等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結特定関連会社の数 5社

特定関連会社名

株式会社 旭川産業高度化センター
株式会社 南国オフィスパークセンター
地域サービス 株式会社
株式会社 今治繊維リソースセンター
株式会社 繊維リソースいしかわ

非連結特定関連会社の名称等

非連結特定関連会社

株式会社 さがみはら産業創造センター
株式会社 テクノインキュベーションセンター

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

連結範囲の変更

平成16連結会計年度に連結の範囲に含めた以下の6社については、出資契約の一部変更に伴い、重要な財務及び営業の方針に関し当機構の承認を要する契約が存在しないこととなったため、平成17連結会計年度より連結の範囲から除外し、持分法を適用しております。

株式会社 八戸インテリジェントプラザ
株式会社 鹿児島頭脳センター
株式会社 トロピカルテクノセンター
石巻産業創造 株式会社
三笠工業団地開発 株式会社
株式会社 赤平花卉園芸振興公社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 32 社

主要な会社名

株式会社 美唄ハイテクセンター

株式会社 歌志内ショッピングセンター

株式会社 北上オフィスプラザ

株式会社 千歳国際ビジネス交流センター

株式会社 星の降る里芦別

株式会社 あいおいアクアポリス

持分法を適用していない非連結特定関連会社(株式会社 さがみはら産業創造センター及び株式会社 テクノインキュベーションセンター)及び関連会社(倉敷ファッションセンター株式会社ほか 57 社)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法適用範囲から除外しております。

持分法の適用の範囲の変更

平成 16 連結会計年度に持分法の適用の範囲に含めた株式会社 ひたちなかテクノセンターについては、出資契約の一部変更に伴い、財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在しないこととなったため、平成 17 連結会計年度より持分法の適用の範囲から除外しております。

2. 連結決算日

特定関連会社の事業年度末日はいずれも 3 月 31 日であります。

3. 運営費交付金の収益計上基準

費用進行基準を採用しております。

4. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

主に定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～52年
構築物	2年～52年

機械装置	2年～15年
車両運搬具	2年～6年
工具器具備品	2年～60年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

特許権	2年～8年
-----	-------

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(2年～5年)に基づいております。

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第86)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒に対する損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 保証債務損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

役員及び職員等に対する賞与等の支払にあてるため、将来の支払見込額のうち当期に発生した額を計上しております。

ただし、当該支払見込額のうち、運営費交付金で財源措置される額については、引当金を計上しておりません。

6. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役員及び職員等への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

ただし、退職一時金及び厚生年金基金から支給される年金給付に係る引当金のうち、運営費交付金により財源措置される額については、引当金を計上しておりません。

数理計算上の差異は発生した連結会計年度に全額費用処理しております。

7. 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

(1) 完済手当金準備基金

将来の完済手当金の支払に備えるため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成16年6月30日経済産業省令第74号。以下「業務省令」という。)第20条第1項の規定により、経済産業大臣の定めるところ(独立行政法人中小企業基盤整備機構の倒産防止共済基金、完済手当金準備基金及び異常危険準備基金の積立てについて、平成16・12・21中第3号、改正平成17・03・29中第4号)による金額を計上しております。

(2) 異常危険準備基金

将来の共済貸付けの急増その他異常な事態に備えるため、業務省令第20条第2項の規定により、経済産業大臣の定めるところ(独立行政法人中小企業基盤整備機構の倒産防止共済基金、完済手当金準備基金及び異常危険準備基金の積立てについて、平成16・12・21中第3号、改正平成17・03・29中第4号)による金額を計上しております。

8. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券

償却原価法(定額法)によっております。

(2) 関係会社株式

移動平均法に基づく原価法(持分相当額が下落した場合には持分相当額)によっております。

(3) その他有価証券

時価のない株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

9. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 販売用不動産

個別法による原価法によっております。

(2) 仕掛不動産

個別法による原価法によっております。

10. 債券発行差金の償却基準

債券の償還期間にわたって均等償却しております。

11. 未収財源措置予定額の計上根拠及び計上基準

当連結会計年度に発生した事業費のうち、翌連結会計年度の運営費交付金で財源措置されるもので、すでに予算が承認されている額について計上しております。

12. リース取引の処理方法

当機構はリース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっており、リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、連結される特定関連会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

13. 消費税等の会計処理

当機構の消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

なお、連結される特定関連会社の消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

14. 特定関連会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結の範囲に含めた特定関連会社の資産及び負債の評価に関しては、全面時価評価法を採用しております。

15. その他の重要な事項

(1) 信託資産の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(2) 責任準備金の計上根拠及び計上基準

当連結会計年度末日現在在籍の共済契約者に対する将来の共済金等の支払いに備えるため、業務省令第18条の規定により、経済産業大臣の定めるところ(独立行政

法人中小企業基盤整備機構の責任準備金積立の積立てについて、平成 16・12・21 中第 2 号)による金額を計上しております。

(3) 倒産防止共済基金の計上根拠及び計上基準

当連結会計年度末日現在在籍の共済契約者に対する将来の解約手当金の支払いに備えるため、業務省令第 19 条の規定により、経済産業大臣の定めるところ(独立行政法人中小企業基盤整備機構の倒産防止共済基金、完済手当金準備基金及び異常危険準備基金の積立てについて、平成 16・12・21 中第 3 号、改正平成 17・03・29 中第 4 号)による金額を計上しております。

(会計方針の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より、連結特定関連会社については固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成 14 年 8 月 9 日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6 号 平成 15 年 10 月 31 日)を適用しております。これにより、税金等調整前当期純利益は 76,540,333 円減少しております。

注記事項

[連結貸借対照表関係]

1. 担保提供資産

(1) 担保に供している資産は次の通りであります。

土地	185,039,443 円
建物	1,477,406,231 円
構築物	6,380,350 円
合計	1,668,826,024 円

上記のほか、有価証券貸借担保受入金の担保として、有価証券及び投資有価証券 1,782,196,495,035 円を差し入れております。

上記に対応する債務等は次の通りであります。

1年以内返済予定長期借入金	99,396,000 円
長期借入金	667,908,000 円
合計	767,304,000 円

2. 担保受入金融資産

消費貸借により借り入れた有価証券は 1,412,000,000,000 円であります。

3. 保証債務等

平成 18 年 3 月末における保証債務残高は 21,467,211,214 円であります。

なお、独立行政法人都市再生機構が承継した地域振興整備債券 109,510,000,000 円について、連帯して債務を負っております。

4. 貸付有価証券担保預り資産の内訳は次の通りであります。

差入担保金	1,394,672,925,701 円
譲渡性預金	330,000,000,000 円
銀行勘定貸	5,020,160,570 円
コールローン	38,357,000,000 円
合計	1,768,050,086,271 円

5. 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額

8,703,501,838 円

6. 関係法人への貸付金

事業貸付金に含まれる関係法人への貸付金は 16,003,021,000 円であります。

[連結損益計算書関係]

1. その他新事業支援業務費の内訳は、次のとおりであります。

助成金	222,108,000	円
福利厚生費	399,669	円
旅費交通費	214,625,721	円
通信運搬費	41,353,860	円
賃借料	156,347,252	円
保険料	34,130	円
水道光熱費	3,453,077	円
保守修繕費	29,955,085	円
租税公課	10,382,474	円
消耗品・備品費	20,474,357	円
雑費	347,654,965	円
研修活動費	940,350	円
印刷製本費	29,630,491	円
嘱託・臨時職員給与	179,145,929	円
合計	1,256,505,360	円

2. その他経営基盤強化業務費の内訳は、次のとおりであります。

金融機関委託手数料	177,131,561	円
支払利息	110,286,298	円
利払手数料等	206,426	円
債券発行差金償却	5,710,110	円
繰上償還補償金	16,632,859	円
嘱託・臨時職員給与	213,280,299	円
福利厚生費	7,813,683	円
旅費交通費	433,376,914	円
通信運搬費	136,374,781	円
賃借料	546,673,888	円
保険料	13,596,330	円
水道光熱費	254,145,544	円
保守修繕費	849,652,610	円

租税公課	122,493,597	円
消耗品・備品費	204,938,458	円
雑費	494,719,668	円
受託工事費	333,958,000	円
研修活動費	87,066	円
印刷製本費	118,836,714	円
合計	4,039,914,806	円

3. その他受託業務費の内訳は、次のとおりであります。

旅費交通費	38,790,795	円
通信運搬費	3,074,791	円
保険料	400	円
水道光熱費	2,366,061	円
保守修繕費	1,297,338	円
租税公課	3,000	円
消耗品・備品費	2,238,002	円
雑費	26,803,354	円
印刷製本費	15,805,790	円
合計	90,379,531	円

4. その他経営環境対応業務費(再生)の内訳は、次のとおりであります。

旅費交通費	3,534,080	円
業務委託費・報酬費	1,816,594	円
通信運搬費	35,830	円
賃借料	4,893,638	円
水道光熱費	136,225	円
租税公課	1,500	円
消耗品・備品費	127,450	円
雑費	473,326	円
研修活動費	58,800	円
諸謝金	6,619,500	円
印刷製本費	294,000	円
合計	17,990,943	円

5. その他経営環境対応業務費(共済)の内訳は、次のとおりであります。

前納減額金	471,689,280	円
-------	-------------	---

雑費用	3,982,204,728	円
付加保険料	558,230,478	円
借入金利息	115,989,605	円
貸倒損失	30,110,000	円
業務委託費	1,168,803,927	円
事務代行手数料	2,192,233,334	円
代理店事務手数料	75,718,509	円
口座振替手数料	237,715,598	円
嘱託・臨時職員給与	356,785,819	円
福利厚生費	65,205	円
旅費交通費	32,528,354	円
業務委託費・報酬費	1,059,707,728	円
通信運搬費	476,809,198	円
賃借料	756,342,537	円
保険料	457,721	円
水道光熱費	16,594,863	円
保守修繕費	129,192,597	円
租税公課	12,660,277	円
消耗品・備品費	39,566,471	円
雑費	388,256,578	円
研修活動費	20,350	円
諸謝金	14,856,972	円
印刷製本費	223,898,294	円
支払備金繰入	10,356,304,672	円
合計	22,696,743,095	円

6. その他産業用地業務費の内訳は、次のとおりであります。

利払手数料等	2,508,879	円
債券発行差金償却	6,945,414	円
利子補給金	122,655,929	円
国庫返還金	519,342	円
嘱託・臨時職員給与	44,735,572	円
退職金	200,000	円
福利厚生費	20,499,754	円
旅費交通費	57,544,866	円
業務委託費・報酬費	60,449,167	円

通信運搬費	8,621,034	円
賃借料	104,305,478	円
保険料	2,468,156	円
水道光熱費	5,849,446	円
保守修繕費	5,677,010	円
租税公課	350,221,836	円
消耗品・備品費	9,037,633	円
雑費	196,800,650	円
受託工事費	282,630,613	円
研修活動費	63,134	円
諸謝金	9,871,936	円
印刷製本費	15,019,035	円
合計	1,306,624,884	円

7. その他一般管理費の内訳は、次のとおりであります。

嘱託・臨時職員給与	50,981,390	円
退職金	20,000	円
福利厚生費	59,230,480	円
旅費交通費	154,504,853	円
通信運搬費	118,804,795	円
保険料	4,269,743	円
水道光熱費	66,186,954	円
保守修繕費	113,102,487	円
租税公課	55,872,965	円
消耗品・備品費	133,406,324	円
雑費	127,302,852	円
研修活動費	5,034,275	円
諸謝金	31,068,570	円
印刷製本費	20,906,703	円
合計	940,692,391	円

[連結キャッシュ・フロー計算書関係]

1. 資金の期末残高の連結貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	324,397,437,477	円
定期預金	287,256,000,000	円

財政融資資金預託金	5,140,000,000 円
資金期末残高	32,001,437,477 円

2. 重要な非資金取引

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ 361,371,926 円であります。

[退職給付関係]

1. 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度、中小企業退職金共済制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	11,670,053,854 円
年金資産	3,316,428,977 円
未積立退職給付債務 (+)	8,353,624,877 円
未認識数理計算上の差異	0 円
未認識過去勤務債務	0 円
退職給付引当金 (+ +)	8,353,624,877 円

(注) 特定関連会社職員に対する退職給付債務は簡便法により算定しております。

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	513,219,399 円
利息費用	228,073,120 円
期待運用収益	135,935,220 円
数理計算上の差異の費用処理額	501,579,081 円
過去勤務債務の費用処理額	0 円
退職手当	509,076,590 円
退職給付費用 (+ + + + +)	1,616,012,970 円

(注1) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は含まれておりません。

(注2) 簡便法により退職給付債務を算定している場合の退職給付費用は、勤務費用に含めて表示しております。

(注3) 退職手当は、引当外退職給付に係る当期の支給額であります。

(注4) 中小企業退職金共済制度に基づく拠出額は 843,500 円です。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間按分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	5.2%
数理計算上の差異の処理年数	発生連結会計年度から全額費用処理しております。

[税効果関係]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

内訳

繰延税金資産

未払事業税・事業所税	1,782,081 円
賞与引当金超過額	9,808,049 円
有形固定資産	17,852,597 円
退職給付引当金超過額	16,948,331 円
税務上の繰越欠損金	97,330,294 円
減価償却超過額	61,778,756 円
固定資産評価損否認	31,696,694 円
繰延資産償却超過額	1,008,769 円
その他	292,617 円
繰延税金資産小計	238,498,188 円
評価性引当額	236,935,216 円
繰延税金資産合計	1,562,972 円
繰延税金負債	
仮払事業税	126,160 円
繰延税金負債合計	126,160 円
繰延税金資産の純額	1,436,812 円

重要な債務負担行為

1. 一般勘定

投資事業有限責任組合契約により、組合から出資履行要求を受けた際に契約で定められた出資約束金額を限度に出資を行う義務を負っているが、このうち未だ請求がなく、未履行の金額は、22,988,161,333 円であります。

建築工事等契約に係る翌連結会計年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、1,589,227,500 円であります。

「中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち事業化支援事業」において、平成 17 年度以前に助成先として採択されたもののうち、事業が完了していないため交付未済となっている金額は、714,290,000 円であります。

「中小繊維製造事業者自立事業」において、平成 17 年度に助成先として採択されたもののうち、事業が完了していないため交付未済となっている金額は、1,797,861,888 円であります。

2. 施設整備勘定

翌連結会計年度以降に支払いを予定している重要な債務負担行為額は、1,379,815,500 円であります。

3. 出資承継勘定

投資事業有限責任組合契約により、組合から出資履行要求を受けた際に契約で定められた出資約束金額を限度に出資を行う義務を負っているが、このうち未だ請求がなく、未履行の金額は、697,500,000 円であります。

重要な後発事象

産業基盤整備勘定

平成 18 年 5 月 29 日をもって「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律」が施行されたことに伴い、「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」の一部改正がなされ、当機構が行っていた業務のうち、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」による債務保証業務及び「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」による債務保証及び出資業務について、所要の経過措置が設けられた上で廃止されることとなりました。

業務の廃止に伴い、当該業務を行うために政府から出資されている出資金について、平成 19 年度以降、国庫に返還を行う予定であります。返還額について、それぞれ経過業務を終えた後、主務大臣により定められることとなっているため、当機構の財政状態及び経営成績に及ぼす影響額を見積もることはできません。

固有の表示科目の内容

代理店勘定

当該連結会計年度に属する収納金で代理店において収納済みであるが、機構において収納未済となっているものを整理しております。

追加情報

産炭地域経過業務特別勘定(産炭地域経過事業費補助金)

「産炭地域経過事業費補助金交付要綱」(平成 18 年 4 月 3 日付け平成 18・3・30 財資第 26 号)の定めにより、経済産業大臣あてに 279 億円の補助金交付申請(平成 18 年 4 月 21 日付け、06・04・14 中機産第 3 号)を行っております。

この補助金は、機構設立時に承継された繰越欠損金及び産炭地域経過事業が完了するまで毎事業年度に生じる経費の一部又は全部に充て、産炭地域経過事業の円滑な遂行を図ることを目的としています。